

埼玉大学期末試験・中間試験受験者心得

期末試験・中間試験の受験にあたっては、公正な試験が行われるように以下の点に留意すること。

なお、試験に不正行為のあった者（当該受験者に限らず不正行為に関わったと認められる者を含む。）は、「国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則」第9条の規定に基づき、その学期に係る全履修科目の単位を認定しない。

1. 試験中は試験監督者の指示に従うこと。試験監督者の指示に従わない場合は、不正行為とみなす。
2. 可能な限り試験開始5分前までに試験室に入り、試験監督者より試験科目名、試験時間並びに終了時刻及び注意事項等の説明を受けること。
3. 机上に学生証を提示すること。学生証を所持していない者は、当該試験を受験することはできない。学生証を忘れた場合は、直ちに所属学部係等に行き、「仮学生証」を発行してもらうこと。試験開始時間が迫っている場合は、試験監督者に申し出てその指示に従うこと。
4. 机の上に置くことができる物は、学生証（仮学生証を含む。）、筆記用具（筆箱等から出すこと。）、時計（辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しづらいもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。）、その他机の上に置くことを許可された物のみとなる。携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末（腕時計型、眼鏡型、イヤホン型等のあらゆるものを含む。）等の電子機器類は、試験開始前に必ず電源を切り、鞆の中等に入れること。なお、これらを時計として使用することも認めない。その他以下の事項に留意すること。
 - ① 鞆等は、椅子の下等に置くこと。机や椅子の上、試験監督者の妨げになる通路などに置くことは認めない。
 - ② 試験開始前に机の中に何も無いことを確認すること。所有者のわからない物があつた場合は、必ず試験開始前に試験監督者に申し出ることとし、試験開始後、机の中に受験者本人の所有物が入っていた場合は、不正行為とみなす。
 - ③ 筆記用具、時計、その他の机の上に置くことを許可された物であっても、試験中は学生間の相互貸借及び譲渡をしてはならない。試験中の相互貸借及び譲渡が発覚した場合、関わった者全員が不正行為を行ったとみなす。
5. 遅刻は、原則として試験開始後20分まで認め、退室は試験開始30分後まで認めない。ただし、試験科目によっては、遅刻限度及び退出許可の時間が異なる場合がある。その場合、試験監督より指示があるので、当該指示によること。
6. 期末試験・中間試験に関することで不明な点は、事前に授業担当教員又は、所属学部係等へ確認しておくこと。